

長屋王家の馬

垣中健志

I はじめに

平城京左京三条二坊八坪から出土した長屋王家木簡は、長屋王家の生活や家政運営について知ることができる史料群であり、これまで様々な視点から古代の王族・貴族の家政運営の実態を明らかにした研究が積み重ねられてきた¹。しかし、長屋王家木簡はその点数が膨大なことと、内容も多岐にわたることから、いまだ十分に検討されていない史料が眠っている史料群とも言えるだろう。そうした中で本稿では、長屋王家木簡に見える馬を取り上げ、検討を加えたい。長屋王家と馬については、すでに森公章氏による研究がある²。森氏は、長屋王家木簡に見える馬司に注目し、その組織構成と由来を整理したうえで、長屋王家が馬司を設置して馬を所有していた背景を、父である高市皇子が存命であった天武・持統朝における中央官人の畿内武装化政策の結果であるとした。奈良時代前半の長屋王家は、引き続き武力に転化しうる馬を保有していたが、律令国家は王臣家と馬の産地である地方との武力による結びつきを警戒し、馬の保有を制限するようになった。長屋王家木簡に見える馬司と馬の保有の様相は、律令国家による畿内の王臣家、中央官人の武装化政策と武力に転化しうる馬の保有制限政策のはざまにあたる姿を表していると結論づけた。

森氏の先行研究は、長屋王家が馬を保有するきっかけについて明らかにしたものであり、筆者もその結論について異論はない。しかし、では長屋王家の馬は武力のみを目的として保有されていたのであろうか。森氏も先行研究の末尾で言及されているように、非常事態であれば馬は武力に転化しうる存在であるが、通常では主に移動手段として利用されていたと考えるのが自然であろう。幸いなことに、長屋王家木簡の中には、馬の日常利用の様相を示していると考えられる木簡が多数存在している。本稿では、長屋王家木簡に見える馬に注目し、王臣家における馬の飼養と日常利用の実態を明らかにする。

II 長屋王家の馬匹管理

まず、長屋王家の馬を管理していた組織である馬司について、森氏の先行研究を参照しながら馬の管理体制について検討していく。

長屋王家の馬を管理する家政組織として馬司³があげられる。馬司は御馬司⁴と称する

ことわざ。御馬司は馬司の敬称のようなものであろう。

【史料1】『京』 2-1921

・馬寮	二田	子相 廣末呂	伊古	○
	<small>〔人カ〕</small> <small>〔米カ〕</small>	□ 受乙□ □ □	□	□○
				276×(17)×3 081

【史料2】『京』 1-400

無位二田造美知	年井四 左京	「日二百六十三」	304×26×7 015
---------	-----------	----------	--------------

【史料3】『平概』 27-10

・御馬司帳内	□□ □足 麻呂	□□ 古相	□□
	伊□ 得足	□□	
			409×28×3 011
・	四月廿八日□人	乙未呂 稲虫	□□

また、【史料1】のように馬寮と称する組織も見られる。【史料1】に見える二田は、【史料2】の無位二田造美知と考えられ、長屋王家に仕える帳内であったと見られる。二田はまた、馬司雇人に支給される米を受給していることが明らかである⁵。さらに、【史料1】に見える子相は、【史料3】の御馬司帳内の古相と同一人物であり、これも長屋王家に仕える帳内の大伴直古相と考えられることから⁶、馬寮は森氏も指摘するように、馬司の別称と考えてよいだろう⁷。本稿では以下、馬司と表記することとする。

続いて、馬司の人的構成を見ていく。

【史料4】『京』 2-1917

・馬司帳内甲斐四口米四升	○
・受勝麻呂十月廿四日	石嶋 書吏 ○
	225×32×3 011

【史料5】『京』 2-1916

・馬司帳内 甲斐	□	□	廣末呂	右四人米	○
・□ □ 受赤人			稻虫		○
			書吏		225×(22)×4 081
十一月九日					

馬司の帳内は最大12人である⁸。帳内には【史料3】のように個人の名前で把握される場合と、【史料4】のように国名で把握される場合があった。ただし、【史料5】にもあるように、国名で把握する場合であっても個人名を長屋王家の家政機関は把握していた。

【史料 6】『平概』 21-21

・御馬司信濃一口甲斐一口上野二口右 ○
 ・四米四升五月二日 「受板部
黒万呂」 ○ 243×33×4 011

国名で把握されているのは、甲斐の他にも信濃、上野が木簡に見える。人数は、甲斐は【史料 4】などから最大 4 人が長屋王家馬司に奉仕していたほか、上野は 2 人であることが多いものの、最大 4 人の場合があり⁹、信濃は 1 人であったとみられる。つまり、帳内の大半を甲斐、信濃、上野から出仕してきた人物で占められていることがわかる。この 3 国出身の帳内について森氏は、3 国が後世まで馬の産地として知られることから、馬の飼育に熟練した人物がそれぞれの国の馬とともに上番していたとする。また、長屋王家では諸国から貢進されてくる物品を国別に管理していたことからも¹⁰、長屋王家では甲斐、信濃、上野から馬の貢進とともに、馬の管理者も一緒に上番していたと考えられる。帳内を国名と個人名で把握しているのは長屋王家でも馬司だけであり、国別に馬とその貢進に伴う人を把握しておくことに重要な意義があったと推測される。

しかし、実際の馬の飼育は、馬司に所属している馬甘¹¹があたっていたと考えられる。ここで、長屋王家の馬の飼育環境を復元してみよう。

【史料 7】『平概』 21-20

○御馬屋犬二口米一升 受乙末呂 古万呂 (163) × 22 × 3 019

まず、馬は「御馬屋」と呼ばれる施設で飼育されていたことがわかる。「御」と尊称が付される施設であることから、長屋王やその一族が利用する馬であったと考えられる。また、馬屋には犬がいたことも【史料 7】からわかる。この犬は馬屋を守護していたのであろうか。さらに、【史料 7】で米を受け取っている「古万呂」は、いわゆる I 系統の家政機関、つまり平城京左京三条二坊一・二・七・八坪の長屋王邸で勤務していた人物とみられる事から¹²、馬屋は平城京の長屋王邸内の一室にあったと考えられる。同じく米を受け取っている「乙末呂」も、【史料 3】に見える乙末呂と同一人物であれば、馬司の帳内であり、馬司も平城京の長屋王邸内にその主要な機能を有していたことがわかる。

【史料 8】『平概』 27-10

・御馬曳五人米五升 □
 ・五升受小□ (118) × (6) × 2 081

【史料9】『京』 2-1863

・布勢大夫米一升馬従半升受古末呂○
 ・ 九月八日道麻呂 ○

168×22×4 011

さらに、【史料8】から「御馬曳」が馬司にいたことがわかる。「御馬曳」はその名称から推測すると、長屋王の一族が馬に騎乗する際に、馬の制御、先導に携わったものと考える。馬曳を先導とした、王族や貴族の馬の利用方法は、【史料9】で米を支給されている、「布勢大夫」の「馬従」の関係からもうかがえる。「布勢大夫」と長屋王家の関係は不明だが、憶測をたくましくすると、「布勢大夫」が何らかの理由で長屋王邸を訪問することとなり、「馬従」の先導により騎馬でやってきたものと考えられる。なぜ長屋王家から彼らに米を支給する必要があるのか不明だが、あるいは間食のようなものであったのであろうか¹³。いずれにせよ、平城京の長屋王邸内で飼育されている馬は、馬曳の存在や奈良時代の王族、貴族の馬の利用方法から、基本的に長屋王の一族が利用する騎乗馬であったと考えられる。

また、長屋王家の馬司には次のような職員が関わっていたこともわかっている。

【史料10】『平概』 25-12

〔作カ〕
 ○馬□医米七合五勺受高椅 十四日万呂 ○

224×19×3 011

「馬作医」は、職員令63左馬寮条に見える馬医と同じであると森氏は推定する。しかし、「馬作医」に支給されている米の量が、一升を支給される他の帳内などより少ないことがわかる。長屋王家で飼養している馬に病気や怪我があり、馬寮に所属する馬医が一時的に往診に来たため、支給量が少ないという可能性は考えられないだろうか¹⁴。長屋王家が雅楽寮から舞人の派遣を依頼されたこと¹⁵とは逆に、長屋王家から馬寮に馬医を派遣するよう依頼した結果、長屋王家で「馬作医」が活動していたと推測する。長屋王家と律令官司の人的交流は双方向性を持っていたのであろう。

さらに、馬司は臨時で人を雇用することがあった¹⁶。その中の「馬司草持雇人」¹⁷が持ってきた草は、馬の餌や馬小屋に使用されたものと考えられる。

【史料11】『平概』 25-12

・馬芻□拾斤
 ・ 十二月六日書吏

(156) × (9) × 4 081

馬の餌となる「馬芻」を長屋王家の家政機関であるI系統の家政機関職員の書吏が取り扱っていることから、馬司が飼養する馬は邸内にいたと考えられ、「草持雇人」が草を運んだ先も邸内であったと推測できる¹⁸。

以上のことから、長屋王家の馬司の職員、主要な施設は平城京の長屋王邸内にあったと考えられる。これは、馬司帳内の米を受け取っている人物や支給している人物の大半が、邸内にあったI系統家政機関職員であることからも明らかである¹⁹。一方、明らかに邸外にも馬司に関わる部署があったことが、次の史料よりわかる。

【史料12】『京』 2-1713

- ・木上御馬司大伴鳥九月常食
- ・請申一日分一升 冊日分米三斗 179×35×3 011

この史料に見える「木上御馬司」は、長屋王家の所領の一つとされる木上に置かれた邸外の家政機関の一部である²⁰。「木上御馬司」に所属していたとみられる「大伴鳥」は1か月分の米を一括で申請していることから、木上で勤務していたと推測される。

【史料13】『平概』 25-12

- ・○馬司大伴鳥九日分米一斗三升
- ・○ 十一月廿二日廣嶋 217×22×2 019

一方、【史料13】では「大伴鳥」の所属が「馬司」となっている。しかし、米支給の木簡に署名している「廣嶋」は、「木上」の家政機関である「木上司」に奉仕する秦廣嶋であることから、【史料13】の馬司も平城京の邸内の馬司とは別の、「木上」馬司であったと考えられ、「大伴鳥」は木上で馬を管理する役目を担っていたと考える²¹。

【史料14】『平概』 21-21

- ・馬司大末呂米二升 ○
- ・受 八月十二日 哉万呂 ○ 195×35×4 011

また、【史料14】のように、「馬司」の「大末呂」に支給される米が、木上司に属する「哉万呂」により支出、受領されている。「哉万呂」は、平城京の長屋王邸内に置かれていたI系統の家政機関にも奉仕していた時期があることから²²、にわかに【史料14】だけをもって木上司で発給した木簡であるとはしがたいが、平城京の長屋王邸内の馬司の職員である「大末呂」が、馬の飼養に係る何らかの用務で「木上御馬司」に出向していた可能性を指摘することはできるだろう。

このように、わずかではあるが平城京の長屋王邸内の馬司と、大和国における長屋王家所領にあった木上御馬司との関係が史料からはうかがえる。では、邸内の馬司と木上御馬

司の違いは何であろうか。山口英男氏は、天皇、皇后に關係する家政機關が、地方から貢上された馬を貢上国別に畿内の近都牧で飼養し、必要に応じて京との間で牧の馬をやり取りする体制が奈良時代以降の令制下では整えられていたが、こうした近都牧における国飼馬制に基づく管理形態は、令制以前からの伝統的な飼養形態であったことを指摘した²³。長屋王家にあっても、京内の長屋王邸の馬司と木上の馬司との關係の背景には、平城京の邸内には使用する馬が必要に応じて送られ、その他の馬は大和国内の木上にある牧で日常的な飼養、管理を行っていたものと考えられる。これは令制以前からの伝統を受け継いだ近都牧の飼養形態が長屋王家でも行われており、帳内とセットで貢上されてきた馬を国別にそれぞれ把握していたことをあわせて考えると、長屋王家では国別に馬を管理し、京外の所領にある牧で馬を飼養し、必要に応じて馬を貢進するという、天皇家における近都牧での国飼馬制に基づく管理と同様の飼養体制があった可能性が高いと考える。

III 長屋王家の馬利用

続いて、長屋王家における実際の馬利用についてみていきたい。ここまで考察したとおり、長屋王家で飼養される馬は騎乗馬が主であり、その中には長屋王自身が騎乗する馬もいた可能性が高いと考えた。

【史料15】『平概』42-15

・今急召舎人 田中朝臣人上 小治田御立
多比真人□□ 竹田臣□養

・右四人 和銅七年九月廿五日符小野臣□□馬

259×33×5 011

この【史料15】は、舎人の「田中朝臣人上」をはじめとする4人を急ぎ招集するための、いわゆる召喚木簡である。市大樹氏が【史料15】の木簡について詳述しているので²⁴、その見解を参照しながら【史料15】をみていきたい。まず、この木簡は縦に三分割されており、廃棄時に人為的に割られた可能性を指摘し、左片の下部が欠損するものの、穿孔がなかったのはほぼ確実であるとする。次に木簡の内容について、4人のうち「小治田御立」はI系統の家政機關の舎人であることが明らかであることから²⁵、他の3人もI系統の家政機關の舎人であると考える。年月日の記載の後は「小野臣□□に符す」と訓読でき、舎人4人を平城京の長屋王邸に召喚するよう、「小野臣□□」に命じたことがわかる。「小野臣□□」はこの木簡を携行して4人のもとを巡り、最終的に木簡は差出である長屋王邸内のI系統の家政機關に戻されたとする。また、「田中朝臣人上」を除く3人の名前の上部には合点が付されているが、召喚の任務を担った「小野臣□□」が巡回しながら付したか、

あるいはその後、召喚された人の実際の出仕状況を確認して付されたものと考える。

この召喚木簡で注目したいのは、末尾にある馬という文字である。市氏は、【史料15】の召喚木簡を、召喚使に馬を与えることを明示し、召喚対象者の出仕状況を確認して付された合点があることを特徴とした。そして、【史料15】の馬について直接言及はしないが、召喚使に与えられた馬は、正倉院文書の事例から召喚対象者がある種の罰則として、召喚使に馬や食料を供給したと結論づけた。しかし、市氏が根拠としてあげた正倉院文書のうち、「造東大寺司召文」²⁶の使者に対する馬と食料の支給方法について記載した部分である「到依レ例供ニ給馬食」の解釈は、この召文が収録されている続修43の1紙目の写真帳を確認すると²⁷、異なる解釈が可能である。写真帳の使者の部分に訂正が入れられていることから、使者が当初の人物から変更されていることがわかる。さらに、本文の使者名の訂正が本文とは別筆によって行われており、その別筆と支給方法を記載した「到依レ例供ニ給馬食」が同筆であることから、使者が当初予定していた人物から変更になったことも明らかである。よって「到依レ例供ニ給馬食」とは、代わりの使者が造東大寺司に到着後、使者に対して馬と食料を例によって供給する、と解釈できると考える。また、「奉写一切経所経師等召文」²⁸にみえる「其都中人等、宜充レ食、其都外人等、宜充ニ食馬」について市氏は、召喚対象者の滞在場所によって支給物が違うことから、召喚使が派遣される時点ではなく、派遣先で馬や食料が支給されたとする。しかし、この部分については、列挙された召喚対象者が都の人の場合は使者に食料を支給し、都の外の人の場合は使者に食料と馬を支給すると解釈することで、召喚対象者の滞在場所によって使者への供給内容が変わることを明記したものと考えることができる。よって【史料15】の馬は、正倉院文書に残る召喚文書と同様に、この4人を召喚する使者となった「小野臣□□」に対して長屋王家から馬が支給され、「小野臣□□」はその馬に騎乗して4人を召喚したものと考えられる。

以上、迂遠な考察を重ねたが、長屋王邸の馬司で飼養されていた馬が、使者の騎乗馬として利用されていることを明らかにした。長屋王家の家政機関職員が騎馬を利用しているとみられる木簡は、現在のところ【史料15】しかみられないが、正倉院文書に残る造東大寺司の事例などを参照すると、使者への騎馬の支給はよくあったと考えられる。

続いて、長屋王家でみられる馬の利用の中で最も多い、駄による輸送を検討していくたい。駄を利用した輸送を史料上最も行っているのは、大和国にある所領の片岡からの物資の進上である。

【史料16】『京』 2-1745

- ・片岡進上青七斛七斗束三尺束駄四匹 ○
- ・持人木部百嶋十月十一日真人 倭万呂 ○

主に片岡から平城京の長屋王邸に進上される物資は、【史料16】にみえる菁などの蔬菜類である²⁹。日下に署名している「真人」は、片岡の所領を管理する責任者の一人である道守真人であり、「倭万呂」も同様に責任者であったと考えられている³⁰。【史料16】では、駄4匹に荷物を載せ、「持人木部百嶋」が駄を曳いて長屋王邸まで輸送した。

【史料17】『平概』27-5

・片岡	〔進上カ〕	□□□八斛	□匹各二斛	駄四匹	○			
・持人木部百嶋	大万呂 二人	十月十七日	真人	倭万呂	○	288	×23	×3 011

また【史料17】では、駄の編成が「□匹」と「四匹」になっており、それに対応して「持人」が2人になっている。このように、複数の駄を編成し、複数人の曳き手で進上することもあった。片岡からは【史料16】の前後で集中的に菁が駄によって進上されている。見つかった木簡からは、10月8日から駄2匹で菁の進上が始まり³¹、10月11日は【史料16】にあるとおり駄4匹、10月13日も駄4匹³²、10月14日は駄2匹³³、10月17日は【史料17】より駄□匹と駄4匹の2グループ、10月18日は駄6匹³⁴、10月20日は駄4匹³⁵、最後の10月24日は駄2匹³⁶で進上している。以上から、片岡では一度の輸送で駄2匹から最大で6匹が利用されていたことがわかる。ほぼ連日、駄による輸送を行っていることから、これらの輸送に利用された駄の合計が片岡にいた駄馬の頭数を考えることもできるが、駄を曳いて平城京まで行く「持人」に「木部百嶋」が何度も起用されていることや³⁷、駄を飼養する人材の確保、片岡と平城京までの距離を考慮すると、おそらく木簡にみえる駄馬は同一の馬であり、片岡にいた駄馬は最低6匹、最大でも10匹前後であったと推測する。

では、これらの駄馬は長屋王家の所有であったのであろうか。片岡からの物資進上に利用された駄馬に対して、功が支払われた史料がないため、雇傭によって調達した駄馬ではなく、長屋王家所有の駄馬であった可能性もあるだろう。しかし、一方で木上のように、片岡で馬を飼養していたとする史料も管見の限り見当たらない。

ここで、【史料16】、【史料17】に見える「持人」に注目する。【史料16】、【史料17】の「持人」はいずれも「木部百嶋」である。岩本氏は、史料にみえる木部氏は本拠地としていた木上にちなんだウジであると想定し、木上と隣接する片岡へは木上から出向いたと考えた。片岡からの進上木簡の「持人」は「木部足人」も確認できることから³⁸、岩本氏の想定をふまえると、木上馬司で飼養されていた馬のうち、騎乗に堪えない馬が駄馬として利用され、駄馬を管理する人材も木上から一緒に片岡へ出向した考えることもできる。

しかし、一方で木簡に見える「持人」のすべてが木部氏ではないことにも留意する必要がある。中でも「□〔道カ〕□□万呂」³⁹に注目したい。この木簡は、「持人」以下が欠損

しているため、正確な名前を明らかにすることは困難であるが、ウジ名の一文字目が「道」であるとすると、片岡の所領を管理する道守真人との関係が想起される。道守真人は片岡からの物資進上のため、駄馬と馬を曳く「持人」を編成していることから、彼が片岡御園の管理を行う中で、必要に応じて駄馬や「持人」といった輸送労働力を編成し、輸送を行う能力や基盤を持っていたと考えられる。

長屋王家の片岡の事例では、上述のどちらの可能性もあると考えられるので、他の所領における駄の利用方法についてもみていきたい。長屋王家の駄の利用実態がわかるのは、都祁氷室からの氷の進上に関する木簡である⁴⁰。縦が80cm近く、横が9cmもある長大な木簡に、6月29日から閏6月、7月を経て8月8日までの氷の進上来を記録した木簡であり、氷は駄によって運ばれていることがわかる。駄とともに氷の進上来に携わったのは、「泊首多須麻呂」、「借馬連万呂」、「□田主寸麻呂」、「伊宜臣足嶋」、「他田臣万呂」で、時には都祁の所領の管理者である「火三田次」自身が輸送に携わる場合もあった。このうち、「泊首多須麻呂」は閏6月24日と26日の輸送に関して錢を支給されているが、他の日の輸送に際しては支給されていないといったことも指摘できる。このように、複数の人物による輸送、輸送に対する錢の支給の有無などから、駄による氷の進上来方法は一定していなかったと考えられる。つまり、駄による進上来は、都祁の所領を管理していた「火三田次」の裁量によるところが大きかったのではないかと考える。都祁の所領を管理する「火三田次」は、長屋王邸からの要望に応じて氷を進上来するため、自身が持つ人的ネットワークを駆使し、駄馬と馬を所有している人物を輸送労働力として編成していた。そのため、長屋王家からは基本的に輸送の対価が支払われることがなかったとみられ、「火三田次」と馬など輸送手段所有者との間で処理されていた。「泊首多須麻呂」は、基本的には「火三田次」との関係で長屋王家の輸送業務を請け負っていたが、錢を支給された輸送業務については、臨時、あるいは緊急的に長屋王家から直接依頼を受けて行ったと推測する。

駄馬を利用したこのような輸送方法と労働力の編成については、以前拙稿で指摘した⁴¹。すなわち、家政機関の物資輸送は、所領を管理する人物が輸送の責任者となり、輸送手段の所有者に業務を委託し、輸送労働力を編成して行っていた。輸送の責任者となる人物は、元々は輸送手段の所有者であり、家政機関の輸送業務を遂行していくうちに、その能力を買われ、所領の管理者などに登用されることがあったと結論づけた。長屋王家の都祁からの氷進上来、そして片岡からの蔬菜類進上来の場面でみられる輸送形態は、上記の見解と齟齬しない。よって、片岡における駄馬による輸送についても、隣接する木上で飼養されていた馬から駄馬と輸送従事者を編成する場合もあったが、基本的には管理者である道守真人が、自身に關係する駄馬所有者と輸送従事者を編成して輸送業務にあたらせていたと考える。

【史料18】『京』 2-1705

・ ○ 移 司所 米无故急々進上又滑海 ○

・ ○ 藻一駄進上急々 附辛男 十五日 家扶○
家令

(299×32×4) 011

この文書木簡は、II系統の家政機関から平城京の長屋王邸内にあるI系統の家政機関の政所に宛てられた、米と滑海藻を「辛男」と駄馬1匹で進上するよう依頼する移である。

【史料18】の駄は、II系統の家政機関が所有しているようにも解釈できるが、II系統の家政機関が京内の長屋王邸から支給される物資を、「辛男」と彼が所有する駄馬を輸送労働力として編成したうえで、【史料18】の依頼をI系統の家政機関に対して出したものと考える。やはり、長屋王家は駄馬を基本的に所有しておらず、必要に応じて駄馬を所有する人物を輸送責任者に選任し、所領と邸内の物資輸送を行っていたと考えられる。

上記のような輸送形態は、主に畿内にある長屋王家所領と邸内の物資輸送にみられるが⁴²、その他の諸国にあった長屋王家の封戸や経済基盤からの物資輸送における駄の利用はどのようなものであったのであろうか。

【史料19】『平概』 28-4

上 備前国春□……□六十六斛駄□

091

【史料20】『京』 2-2337

・ 駄□七匹

・ □加夫良

(90)×39×1 011

長屋王家木簡のうち、畿外の諸国から駄で物資を運んだことが明らかなものは、管見の限り【史料19】のみである。また、これまで畿内の所領からの駄による物資輸送では、6匹を超えることがないことから、大量の駄を利用した物資輸送の例を長屋王家木簡の中から探ってみると、【史料20】のみが該当する。なお、【史料20】の「加夫良」は青のことを指すとみられることから、畿内の所領からの物資輸送の可能性もある。以上のように、長屋王家で確実に畿外の諸国から駄を利用した物資輸送を行った事例は、【史料19】にみえる備前国の春米輸送のみということができる。

畿外の諸国から長屋王家への駄の利用による輸送については、【史料19】をもとに龜谷弘明氏や櫛木謙周氏が言及している⁴³。特に櫛木氏は、『日本書紀』天武天皇元年（672）6月甲申（24日）条の「運ニ湯沐之米ニ伊勢国駄五十匹、遇ニ於菟田郡家頭ニ。」にあるように、皇太子湯沐の米を駄50匹で運んでいることから、長屋王家の駄による春米輸送をふま

え、長屋王など一部の有力な皇親は、駄による独自の輸送編成が行われていたとした。

【史料21】『続日本紀』天平11年5月辛酉（30日）条

詔曰、天下諸国、今年出舉正稅之利皆免レ之。諸家封戸之租、依レ令二分、一分入レ官、一分給レ主者。自レ今以後全賜ニ其主一、運送傭食、割ニ取其租一。

天平11年に出された【史料21】では、諸国の封戸租を封主に全給し、封戸租の中から京への輸送経費を支出することが認められた。封戸租の封主による独自の輸送編成が、【史料19】にみえる長屋王家のように、有力な王族や貴族の間ではすでに行われていた輸送形態であった。櫛木氏の見解は、【史料21】が出されるまでの駄による輸送方法の整備も含めて検討しており、妥当な見解であると考える。

では、独自の輸送体制とはどのようなものであったのであろうか。畿外の諸国の封戸からの春米輸送の事例が、わずかに【史料19】だけしかみられないのは、いったいどういうことなのであろうか。ここで参考になるのが天平11年正月23日「目代国造豊足解」⁴⁴である。この史料は「左大臣家」の経済基盤、おそらく封戸の管理者であった「国造豊足」が、天平10年の「左大臣家税」について報告した文書の一部である⁴⁵。彼が管理していた「左大臣家税」のうち、4束が前年の馬食料に充てられている。馬食料は官に納入する分にも雑用分にも入っておらず、また年間に使用した量が4束と少量であることから、官または封主に納入するために使用した馬に対する支出ではなく、国造豊足が「左大臣家税」を管理するために使用した馬に対する支出であると考えられる。このように、貴族の家政機関の在地での経済基盤経営のために、経済基盤の管理者は馬を利用し、その対価を封主より受けていた。しかし、現地から官や封主へ納入するために利用する駄馬に対する対価は受けていないとみられることから、輸送に係る駄馬については、長屋王家の片岡や都祁の現地管理者と同様に、必要に応じて自らのネットワークを使って駄馬による輸送体制を編成していたと考えられる。そのため駄馬による輸送の実態は、長屋王家の片岡などと同様に現地で編成に係る手続きは完結し、平城京の長屋王邸内から発見された長屋王家木簡からはほとんどかがうことができないのである⁴⁶。長屋王邸内から発見された諸国からの荷札木簡が付された物資が、駄によって輸送されてきた可能性は十分あるが、その実態については経済基盤がある現地で、管理者によって処理されていたため、邸内の家政機関中枢が把握する必要がなかったと考える。この方式を可能としたのは、長屋王家が父である高市皇子から経済基盤と人的ネットワークを継承したこと、経済基盤の現地管理者である地方有力者との結びつきを維持することができたからであると考える。むしろ、【史料19】は何か特殊な事情、または背景を持つ経済基盤からの進上であった可能性も考えられるが、詳細な検討は今後の課題としたい。また、長屋王の諸国にある封戸や経済基盤から具体的

にどのような方法で駄馬をはじめとする輸送体制が編成されたかについても、現時点では推測を重ねたに過ぎず、改めて検討していきたい。

IV おわりに

ここまで迂遠な考察を重ねてきたが、本稿の成果をまとめておく。長屋王家の家政機関の組織である馬司は、長屋王邸内に置かれるとともに、所領の一つである木上にも置かれた。馬司で飼養されている馬は騎馬で、長屋王やその一族、場合によっては家政機関の職員が使者として騎乗する際に利用された。長屋王家が所有する馬は、木上に設置されていた牧で普段は飼養され、必要に応じて邸内に送られていた。このような馬の飼養方法は、令制以前からの伝統的な飼養形態である、近都牧における国飼馬制に基づく管理形態と同様であることを指摘した。

長屋王家でしばしばみられる駄馬による物資輸送については、そもそも駄馬を長屋王家が所有していなかったことがあきらかになった。駄馬を必要とする輸送業務の遂行は、畿内の所領にあっては、所領を管理する責任者が自己の持つネットワークを活用して、必要に応じて駄馬と輸送に従事する人材を調達し、輸送労働力として編成した。一方、畿外の経済基盤からの駄馬による輸送については、史料が限られておりその実態に迫ることが困難であったが、畿内の所領と同様に、経済基盤の管理者が独自に輸送体制を編成し、都の長屋王邸まで物資を輸送したと考えた。このような独自の輸送体制を長屋王家が構築できたのは、父である高市皇子の経済基盤と人的ネットワークを継承し、経済基盤の現地管理者との関係を維持することができたからである。長屋王家における駄馬を利用した輸送は、経済基盤の現地管理者の能力によって、所領経営の一環として行われていた独自の輸送形態であったと考えるのである。

本稿で得られた成果は、先学の研究成果に屋上屋を架したに過ぎない。【史料21】にみられる封主による独自の輸送が、天平年間以降どのような展開をとげ、平安時代の院宮王臣家の馬利用につながっていくのか、また平安時代の駄馬による輸送体制の編成方法や、騎馬の利用について、今後も検討を重ねていきたい。

註

- 1 これまでの長屋王家木簡に関する諸研究については、森公章 2000『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館などを参照。
- 2 以下、森氏の見解は特に断らない限り、森公章 1997「王臣家と馬」森前掲註1書所収による。
- 3 「馬司 □」(『平城京木簡』 1-299)など。本稿で木簡を引用する場合は、『平城京木簡』は、

『京』 1-299と表記し、『平城宮発掘調査出土木簡概報』は、『平概』 28-28と表記する。本文中に引用する場合の表記は、「」は異筆・追筆、〔 〕は下または上に一字以上文字があったと推定できる場合、…は木簡の中央が欠損してつながらない場合、〔 カ〕は本文として推測される文字、○は穿孔を表す。

- 4 「御馬司」(『平概』 28-18)。
- 5 『京』 2-1918。
- 6 『京』 1-403。
- 7 長屋王家木簡のうち、馬寮とある木簡に列記された人物名は断片的なものが大半であるが、【史料1】【史料3】と共に通する人物名が他の木簡(『京』 1-296、『京』 2-1922、『平概』 27-10)からもうかがえる。
- 8 『京』 1-296。
- 9 『京』 1-295。
- 10 拙稿 2018「税使・税司考」『日本歴史』841号。
- 11 『平概』 27-10。
- 12 「古万呂」が後述するI系統の家政機関職員である「甥万呂」「書吏」(『平概』 27-10)「稻虫」(『京』 2-1945)等の下で邸内の米の支給に関わっていることが明らかである。
- 13 山口英男 2013「正倉院文書から見た「間食」の意味について」『正倉院文書研究』13号。
- 14 長屋王家で米七合五勺を支給されているのは、「牛乳煎人」(『平概』 23-11)、「牛乳持参人」(『京』 1-322)、「辺夷」(『京』 2-1864)、「若翁博士」(『京』 2-1846)、「医」(『京』 2-1934)、「辛女」(『平概』 25-10)などである。個人名の一部と思われる「辛女」を除き、常時長屋王家に奉仕するような性格の人物ではないように思われるが、「政人」、「経師」(『平概』 21-19)など長屋王家に奉仕している人物も見受けられる。米七合五勺を支給するのは長屋王家木簡のみに見えることから、長屋王家独自の支給基準があった可能性も含め、詳細は今後の課題とする。
- 15 『京』 1-156。
- 16 註5 『平概』 28-9など。
- 17 『平概』 27-10。
- 18 「草持雇人」に米を支給している「綱万呂」はI系統の家政機関職員であることが他の木簡(『京』 2-1844、2-2359など)より明らかである。
- 19 馬司に關係する米支給木簡に署名している人物のうち、「君万呂」「稻虫」「大嶋」「石嶋」はI系統の家政機関職員である書吏とともに署名をしていることから、I系統の家政機関、つまり平城京の長屋王邸内で勤務していた人物とみることができる。「黒万呂」については、長屋王の家政機関職員に複数いることが知られているが、馬司に關係するのは「板部黒万呂」であり、『京』 1-325や『京』 1-748にみられる「書吏」とともに米の支給に関わっていることからI系統の家政機関職員と推測する。「甥万呂」は、前掲註1森氏著書などによると、木上司に奉仕する職員であったとみられるが、「書吏」とともに米の支給に関わっている場合もあることから(『京』 2-1866など)、I系統の家政機関に關係していた時期と、I系統の家政機関より木上に派遣されていた時期があったことは確実である。前掲註1森氏著書、渡辺晃宏1991「長屋王家木簡と二つの家政機関—伝票木簡の考察から—」『奈良古代史論集』第二集真陽社など参照。
- 20 前掲註1森氏著書など。
- 21 この点、拙稿 2021「奈良時代の馬の飼養と利用—正倉院文書を題材に—」『正倉院文書研

究』17号では、本稿の【史料13】と【史料14】を引用し、「大伴鳥は、長屋王家の所領の一つに設置された現地機関の「木上御馬司」と邸内の「馬司」の両方から米を支給されていることから、大伴鳥は京内の長屋王邸と大和国の所領である木上を往き来して長屋王家の馬の管理の任にあたっていたと考えられる」としたが、本文で述べた通りに史料の解釈を改める。なお、論旨には影響はない。

- 22 前掲註19参照。
- 23 山口英男 2019「八・九世紀の牧について」『日本古代の地域社会と行政機構』 吉川弘文館 初出1986。
- 24 市大樹 2008「平城宮・京跡出土の召喚木簡」 藤田勝久・松原弘宣編『古代東アジアの情報伝達』 汲古書院。以下、市氏の見解は本論文による。
- 25 『平概』 21-25。
- 26 東京大学史料編纂所編『大日本古文書』(東京大学出版会、1903年、1977年復刻) 第4巻260頁。以下、『大日本古文書』を引用する場合は、『大日古』 4-260、と表記する。
- 27 <https://shosoin.kunaicho.go.jp/documents?id=0000011148&index=0> 宮内庁正倉院事務所「正倉院宝物検索」2022年8月29日閲覧。
- 28 『大日古』 14-444~445。
- 29 長屋王家所領の片岡については、岩本次郎 1992「木上と片岡」『木簡研究』14号を参照した。以下、岩本氏の見解は特に断らない限り本論文による。
- 30 他に、「白田古人」(『京』 1-177) も責任者であったと推測される。
- 31 『京』 2-1749。
- 32 『京』 1-178。
- 33 『京』 1-177。
- 34 『平概』 21-9。
- 35 『京』 2-1748。
- 36 『京』 1-179。
- 37 【史料16】、【史料17】のほかに『京』 1-179でも持人としてみえる。
- 38 前掲註33。
- 39 前掲註31。
- 40 『平概』 25-26。
- 41 前掲註21拙稿。
- 42 河内国にあったとされる大庭御園からも、駄2匹を利用して青菜が運ばれている(『平概』 21-9)。
- 43 亀谷弘明 1997「古代の封戸と交通」『古代交通研究』 6号、櫛木謙周 1999「長屋王家の経済基盤と荷札木簡」『木簡研究』 21号。以下、亀谷氏、櫛木氏の見解は上述の論文による。
- 44 『大日古』 7-223。
- 45 蘭田香融 1981「「国造豊足解」をめぐる二三の問題」『日本古代財政史の研究』 増書房 初出1959。
- 46 前掲註21拙稿では、造東大寺司における駄馬輸送について同様の考察を行った。